⑶　出力が50キロワット以上のプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉であって、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して鋳造するもののうち、1,200度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該溶解炉用の制御装置若しくは監視装置

17　アイソスタチックプレス又はその部分品、その制御装置若しくはそのために設計した型

18　ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置

⑴　工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）Ｃ60079－０号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第０部：一般要件）で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）

⑵　全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの

19　振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

⑴　デジタル制御方式であり、かつ、電動式の振動試験装置であって、次のア及びイに該当するもの

ア　試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のものであって、20ヘルツ超2,000ヘルツ未満の周波数範囲で加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

イ　フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

⑵　振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

ア　⑴に該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、５キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

イ　⑴に該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のもの

ウ　⑴に該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上となる振動を発生させるために２台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

20　ガス遠心分離機のローターに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの

⑴　アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において415メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

⑵　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を用いた成型品であって、次のいずれかに該当するもの

ア　炭素繊維又はアラミド繊維であって、次のいずれかに該当するもの

㋐　比弾性率が12,700,000メートル以上のもの

㋑　比強度が235,000メートル以上のもの

イ　ガラス繊維であって、次の㋐及び㋑に該当するもの

㋐　比弾性率が3,180,000メートルを超えるもの

㋑　比強度が76,200メートルを超えるもの

ウ　ア又はイに該当する炭素繊維又はガラス繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであって、次のいずれかに該当するもの

㋐　繊維状のもの

㋑　幅が15ミリメートル以下のテープ状のもの

エ　アに該当する繊維又はウに該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が75ミリメートル超400ミリメートル未満のもの

⑶　マルエージング鋼であって、次のいずれかに該当するもの

ア　引張強さが20度の温度において1,950メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が75ミリメートルを超えるもの（イに該当するものを除く。）

イ　引張強さが20度の温度において1,500メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

ウ　引張強さが20度の温度において1,950メガパスカル以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

㋐　厚さが５ミリメートル以下の板又は管

㋑　厚さが50ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が270ミリメートル以上のもの

⑷　チタン合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において900メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの

21　ベリリウム若しくはベリリウム合金（ベリリウムの含有量が全重量の50パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（電子機器の部分品用のベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。）

22　核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（１に該当するものを除く。）

⑴　重量比による純度が99.99パーセント以上のビスマスであって、銀の含有量が全重量の0.001パーセント未満のもの

⑵　ラジウム226、ラジウム226合金、ラジウム226化合物若しくはラジウム226混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（医療用装置に組み込まれたもの及び装置に内蔵されたものであって、１装置当たりの放射能の総量が0.37ギガベクレル未満のものを除く。）

⑶　アルファ中性子反応により中性子源を発生させることに適した放射性核種若しくはその化合物若しくは混合物（製品又は装置に内蔵されたものであって、１製品又は装置当たりの崩壊による放射能の総量が3.7ギガベクレル未満のものを除く。）又はこれらを内蔵する製品若しくは装置であって、１キログラム当たりの崩壊による放射能の総量が37ギガベクレル以上のもの

⑷　アルファ線を放出する放射性核種（⑶に該当するものを除く。）

23　ほう素、ほう素化合物若しくはほう素混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、ほう素10のほう素10及びほう素11に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素から構成されるもの又はそのほう素を含むもの

24　核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質であって、次のいずれかに該当するもの

⑴　カルシウムであって、次のア及びイに該当するもの

ア　カルシウム又はマグネシウム以外の金属の含有量が全重量の0.1パーセント未満のもの

イ　ほう素の含有量が全重量の0.001パーセント未満のもの

⑵　三フッ化塩素

⑶　マグネシウムであって、次のア及びイに該当するもの

ア　マグネシウム又はカルシウム以外の金属の含有量が全重量の0.02パーセント未満のもの

イ　ほう素の含有量が全重量の0.001パーセント未満のもの

25　アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであって、次のいずれかに該当するもの

⑴　容量が0.15リットル超８リットル未満のるつぼであって、次のいずれかに該当する材料若しくはこれらを組み合わせたもの（不純物の総重量の当該るつぼの総重量に対する割合が２パーセント以下のものに限る。）からなるもの又はその材料により被覆されたもの

ア　フッ化カルシウム

イ　メタジルコン酸カルシウム

ウ　硫化セリウム